

別記様式（第3条関係）

市議会への声

朝来市議会では、積極的な議会活動を行うために、広く市民の皆様からのご意見をお待ちしています。市議会に対するご質問・ご要望・ご提言など、お気軽にお寄せください。

皆様のご意見を市政に反映できるよう努力して参ります。

記入日 2023年9月19日

住所	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	()	[REDACTED]

9月5日(火)に開催された第3回朝来市議会政治倫理審査会を傍聴し、別途審査請求書と審査付託書を確認した結果、市議会倫理審査会に深刻な瑕疵が存在していると思われます。以下のとおりご指摘申し上げるとともに、審査会の早期解散および審査の中止をご提案いたします。

1. 審査請求書の致命的不備

他の自治体の同様な審査請求を確認しますと、必ず違反とされる行為が条例のいずれに違背するのか記載されています。

この記載がないと論点が定まらず、審査が散漫になる恐れがありますが、何より後付けで次々に新しい条項への違背適用が可能となってしまい、被審査議員にとってはなはだ不利になります。

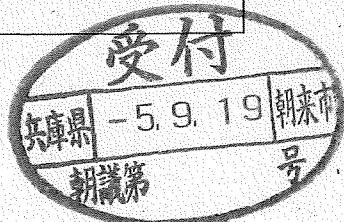
例えば倫理条例第3条第1項（＝市民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を行わず、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと）は非常に適用範囲が広く、審査委員が恣意的に用いるならば、定例議会の一般質問冒頭で謝罪する必要がないぐらい軽微な違背ですら倫理違反として裁くことが可能になってしまいます。

要するに審査の必須要件であるところの公平性が、欠如している請求に基づいた審査会が開催されているということです。はたして開催前から致命的瑕疵のある審査会を継続する意味はありますでしょうか。

議会に法律顧問の方がおられるのであれば確認していただきたいところです。

2. 審査付託書の軽視

議長から倫理審査会委員長あてに提出された「審査付託書」によると、本審査会は、被審査議員の行為が倫理条例第3条第3項（＝市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物納入契約に関し、特定業者の推薦、紹介、介入をしないこと）に違背することが審査請求の事由とされています。



にもかからず、実際の審査会では「議員には高い倫理性が求められるので、疑わしい行為をしてはならない」と、第3条第1項への違背が審査(実質的には追及)の中心になっています。つまりこれは委員長、あるいは委員が議長からの付託を念頭におかず自らの疑義を後付けで条例にあてはめようとしている結果ではありませんか？

付託と異なる点を延々と追及し続ける委員、そしてその状態を放置している委員長。典型的な職権濫用に該当します。多数の行政職員や他の議員の時間をこのような審査会に浪費させている責任は非常に重いと言えます。

そもそもですが、審査請求書に記載のなかった該当条項がなぜか審査付託書には記載されているのかも疑問です。本来なら請求書の不備を指摘して再提出を求めるところ、ご丁寧に議長が該当条項を追加記入されたということでしょうか。

3. 審査委員の不適格

当方が前回提出いたしました「市議会への声」(8月24日メールにて事務局に送付)を意識されたかどうか不明ですが、審査委員の不適格の指摘に吉田委員から以下のような趣旨のご発言がありました。

自分はなりたくて委員になったわけではない。議会の正式なプロセスを経て選任されている。正しく選任されてこの場にいるのに、批判するのは議会政治の軽視である。

このご発言は、残念ながら前回の私の指摘への回答になつていなかっただけでなく、①吉田委員の議員以前の市民としての倫理性と、②朝来市議会が民主的に機能しているのか、について疑問を感じさせるものです。

① 吉田委員の倫理性

前回指摘したのは、常任委員会において疑義を率先して発した議員が審査委員となることは「違反告発者が被告発者を審査する」という民主主義社会のタブーだということでした。

本審査会で「議員には高い倫理性が求められる。多少なりとも疑念をもたれるような行動はとってはならない」と繰り返し主張されている吉田委員ですが、なぜ委員指名を即座に辞退されなかつたのでしょうか。

議会の正式なプロセスで選任されていれば、告発者が審査者になつても問題ないと言われるのか？ 明らかな倫理違反よりも議会の決定の方が上位に来ると言われるのか？ 民主主義の不文律を犯してまで審査委員になつたのだから、逆に他の委員以上に公平な審理を心がけるべきではないのか？

「議員の説明会参加を見逃しているとIR汚職みたいな犯罪が起きるんです！」といった趣旨の発言をされていたと思いますが、そこまで強引に結びつけるまでもなく、「告発した議員が、告発された議員を裁く議会」が、公平公正な民主主義を旨とする平和国家日本が絶対避けなければならない全体主義への第一歩であることはご理解いただけると思います。

「議員に求められる高い倫理性」に照らさずとも、一般常識レベルの倫理性が欠如しているのが自明でしょう。吉田委員が自分の正当性をよいことに、告発者として振舞えば振舞うほど、審査委員として信任した議会の倫理性がどんどん下がっていくことをご理解いただきたいものです。

※参考 「朝来市議会議員倫理条例第7条第9項」

審査会の委員は、公正かつ不偏の立場でその職務を遂行しなければならない。

② 朝来市議会が民主的に機能しているのか

常任委員会の議事録を参照すれば、本件の疑義の中心人物は吉田委員であり審査委員として不適格であることは自明です。にもかかわらず審査請求者に名前を連ねず、なぜか審査委員として選出され、結果として議長からの付託から逸脱し、審査会の過半ともいえる時間を審査というより、自説の主張に費やしていました。

先述のとおりご本人は条例に則り選出されていることを錦の御旗としてかかげておられます、このような結果は予想できなかったのでしょうか。あるいは第2回の審査会の内容を見れば、吉田委員は審査者ではなく告発者として振舞っているのが明らかです。

そもそも現時点で審査請求者である日下議員の参考人招致がされていないのはどういうわけでしょうか。まず最初に日下議員が審査会において疑義を明確に説明され、その説明を審査委員が吟味するプロセスが必要ではないですか？ このプロセスを経ないで本来公平であるべき審査者の吉田委員の疑念に基づいた審議が吉田委員を中心に行われている異常性をご理解いただきたいものです。

ちなみに第1回政治倫理審査会の議事録17頁によると、

委員長（森田龍司君）「(前略)その前に必要ならば日下さんに、再度委員長に来てもらって、日下さんへの質疑応答もあってもいいと思うんですけど、私はもう概要が出てるし、それから担当課との質疑を確認していくけば、わざわざもう日下さんにまた改めてする必要ないのかなと思ったりして（後略）」

という意見に対し異議なしとして審査請求者である日下議員の招致が見送られています。「概要が出てる」とは何を指すのでしょうか。審査請求書の添付資料には、説明会参加の「どの点が」「なぜ」「倫理条例のどの条項に」違反するという請求の核心となる記載は一切ありません。なぜ不要なのか？ それは審査請求者よりも「概要」を熟知した告発者が審査委員席に座っているからではありませんか。

議員が議員を裁く場において、このように公平性を著しく欠いた審査会が開催されていることに、議長あるいは他の議員の皆様は何もお感じにならないのでしょうか。

吉田委員が「議会のシステムで正式に選ばれて審査している」とあくまで自身の存在や主張を正当化し、結果この致命的瑕疵のある審査会の決定が議会の意思となってしまうとしたら、それは朝来市議会における民主主義の死と言っても過言ではないでしょう。

4. もはや疑義は存在しない

上記のような理由から、本審査会は開催自体が無効と思われますが、仮に審査するとしても、今やすでに議長から付託された疑義を聞えなくなっている状況です。

被審査議員の参加が第3条第3項(=市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物納入契約に関し、特定業者の推薦、紹介、介入をしないこと)に違背していることを審査する場合の論点は以下のとおりです。

- ①説明会が契約に関する業務に該当するか
- ②よふどの恵が特定業者であるか
- ③被審査議員の説明会参加が、推薦、紹介、介入に該当するか

以上3項目の「いずれか1つ」ではなく「同時に3つ」該当して初めて倫理違反となります。ところがそれぞれについてこれまでの審査会における議論を見るなら、1項目も該当しないことが明らかでしょう。

① 説明会が契約に関する業務かどうか

吉田委員は、9月5日の審査会にて配布された「国・地方公共団体における契約等に関する関係法令の概要」を参考資料とし、本件で問題視されている「説明会」が国の指針においても「契約に関する業務」にあたると主張されました。

資料を拝見すると、契約に関する業務のスタートは「資格審査」となっています。一方、今回被審査議員が参加を問題視されている説明会で行われたのは、資格の開示、つまり野菜の規格やロットについての説明に過ぎません。審査はこの説明を受けた後に改めて業者が応募した時点からスタートすると考えるのが自然ですか？

また本資料について作成者の内閣府に確認いたしましたところ、10年以上前の調査会のまとめであり、当該資料は契約を定義するものではないとのことでした。つまり説明会が契約業務であるかどうかをこの資料によって一義的に定めるものではないということです。

従ってこの資料をもって説明会が契約業務に含まれるとの「証拠」とは言えません。むしろ自然な感覚からすれば第2回の審査会に招致された農林振興課や給食センター関係者が、委員から何度も質問されても「契約との認識はない」と答弁するのは当然のことでしょう。

にもかかわらず、これらの答弁を審査するのではなく「議員や行政の高い倫理性」を根拠に契約であることを執拗に認めさせようとするのは、先の意見書で申し上げたとおり、審査の中立性が失われているといつて

いいでしょう。また吉田委員ご自身、倫理性が高いどころか放棄していると言えませんか？そもそもこのような資料は請求者である日下議員が自らの答弁、あるいは審査請求時の参考資料として提出するものであり、公平な審査委員が請求者の疑義を補完するために用意するものではありません。

第3項に抵触するかどうかという審査の実際として考えても、契約の定義によらず、説明側に契約の意識がなければ、被審査議員はただそこに参加するだけでは何ら契約に影響を与えることはできません。つまり第3項違反を問う場合に重要なのは「この説明会が契約の定義に該当するかどうか」ではなく、「説明会が実質的に契約かどうか」です。実質的に契約でなければ、「推薦」「紹介」「介入」することができませんから。

一方「外見的に契約の一環とされるかどうか」が重要なのは第1項への違背を審査する場合です。付託書からすれば論点ではないのですが、吉田委員はなぜか付託書にない第1項の違背を問うために、説明会を契約に含めようと必死になられているように見えます。

② よふどの恵が特定業者と言えるか

なぜ倫理条例に第3項のような条項があるのか。議員が自分や特定の関係者のために利益誘導をしないためですね？与布土自治協の下部組織として成立しているよふどの恵は地域の小規模農家全般を支援する団体です。地元選出議員として、このような団体の活動を支援することが特定業者の支援として倫理にもとることでしょうか。

つまりよふどの恵の公共性にもかかわらず倫理違反を問うならば、よふどの恵を参考人として招致し、被審査議員との関係性に倫理違反がないか確認すべきでしょう。ところが理解しがたいことに、予定されていた参考人招致が倫理違反を率先して追及していた吉田委員他の反対で中止になってしまいました。

普通の審査委員であれば、付託書にある第3項違背を審査するうえで当然よふどの恵の参考人招致は必須と判断するところです。ところが違背を追及している当人が反対とはどういうことでしょうか。この時点で自ら付託書により審査を託された疑義の証明を放棄してしまったのです。

いずれにせよ委員長や吉田委員の「よふどの恵さんには迷惑をかけた」という発言をみれば、仮によふどの恵が特定業者としても、被審査議員の参加はよふどの恵に利益を誘導するような行為ではない、つまり「推薦、紹介、介入」の対象ではないと自ら認めていることになります。

付託書ベースでは他の議論を待つまでもなく「疑義なし」で決着しているのに、何を継続審査するというのでしょうか？

③ 被審査議員の説明会参加が、推薦、紹介、介入に該当するか

第2回の審査会では、招致された農林振興課や給食センター関係者が被審査議員の参加による影響をのきなみ否定していました。つまり「推薦」「紹介」に該当しないのはもちろん「介入」にさえなっていないのです。

一方でこの説明会開催の経緯について疑義がありました。審査請求書によると、今回の審査の対象は、「当該説明会への同席が倫理違反かどうか」です。

説明会に参加したことが倫理違反かどうか審査すべきところ、説明会開催までの経緯についても追及することは、いわゆる別件逮捕のようなもので、議員以前に一般人としての倫理にもとる行為と言えるでしょう。

説明会開催の経緯確認だけならともかく、市議会における被審査議員の質問と説明会開催の因果関係まで予断をもって追及する行為は、審査委員としての立場を著しく逸脱し、もはや自身の疑惑を質すために審査会に参加しているとしか思えません。

以上のように、現段階において審査会開催そのものに瑕疵がある可能性が非常に高く、かつ仮に審査会を有効としたとしても、これまでの議論から、議長より審査を付託された第3条第3項違反の成立要件が全く満たされていません。そればかりか付託書がない第3条第1項での違背が審査されている(というより追及されている)状況です。

このような審査会を継続する意味があるのでしょうか。さらにこのまま審査会を強行し、被審査議員が倫理条例に違反するとの決定が下された場合、この内容で被審査議員による訴訟に耐えられますか。あらためて議会の法律顧問の方にでも確認していただきたい。

もし私のこのような指摘を知りながら審査会を継続した場合、過失ではなく故意にこの審査会を成立させたことになります。瑕疵のある審査会をこのまま継続されれば、多数の関係者の時間を浪費するだけでなく、議会の信用を失墜させ、さらには敗訴必至の訴訟に無駄な税金を投入することになりかねません。

市議会議長、審査委員、その他議員の皆さんに心から善処を願う次第です。

追記（事務局御中）

先にお送りした「市議会への声」（3.他自治体での倫理審査会開催事例の存在）において、説明会レベルへの参加を倫理違反として審査会を開催した他の自治体の事例送付をお願いしました。

これは、もし委員の言われるほどの高い倫理性が当然のことなら容易に事例をご用意いただけるとの認識からです。

しかしながら、この事例を探すために事務局の方のお手を煩わせることは本意ではありません。委員長あるいは吉田委員が認識されているお手持ちの事

例をすぐにご提供くださることを想定しお願いしたものです。

もし万が一お二人のご指示により、事務局でいまだに事例を探しておられるとしたら即座に中止していただくようお願いいいたします。本来すぐにご回答いただく類のものですし、本書に記載いたしました内容からすれば、すでに他の自治体の例を考慮する必要性がなくなったからです。

またその他の事項につきましても改めてご回答いただかなくても自明のことだと思いますので、本書を含めご回答は不要です。あとは議員の皆様のご良識に委ねるのみです。

上記に対する回答（不要）

※ 回答が必要な方は、住所・氏名・電話番号を記入願います（個人情報は非公表とし、目的外に使用しません。）。

なお、内容によっては、回答に時間を要する場合がありますのでご了承願います。

※ お寄せいただいた内容は、ホームページや議会だよりで紹介させていただく場合があります。

お問い合わせ先：朝来市議会事務局
電話 079-672-1930
FAX 079-672-1931
E-mail. gikai@city.asago.lg.jp